

# 隠岐の島町拝観施設ガイドライン

## 目的

新型コロナウイルス感染症により経済的に影響を受ける町内の事業所について、国が業種別に示したガイドライン（望ましい「指針」）を基本に、隠岐の島町に合わせた内容のガイドラインを作成しました。

そのガイドラインの各項目の対応について、事業主の皆様にはチェックリストによるチェック（評価）をしていただき、それを協議会へ提出してもらいその内容により「新型コロナウイルス対策に努力して取り組んでいる事業所」として公表し、消費者の皆さんが少しでも安心して利用できる事業所としてPRしようとするものです。

もちろんチェックリストの提出は任意ですが、隠岐の島町の事業所が一丸となって取り組んでいることを、島内はもとより島外へアピールすることで安心安全な経済活動が取り戻せると考えますので何卒よろしくをお願いします。

## ① 来場者の安全確保のために実施すること

- ・発熱がある場合等来館自粛を求める条件を事前に周知するとともに、施設の入り口に明示する。
- ・感染者が発生した際には来場者への注意喚起を行える体制を応ずる必要がある。（発生事実の周知、来場者自身が来館日時を記録することを促す等）なお、来場者の氏名及び緊急連絡先を把握し、来場者に対してこうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供されうることを周知する。
- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒を要請する。消毒液は、当該場所に最適なものをを用いることとし、不足が生じないよう定期的な点検を行う。
- ・パンフレット等の配布物は手渡しで配布せず据置方式とする。

## ② 従事者の安全確保のために実施すること

- ・従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握する。
- ・従事者に対して定期的な検温を促し、特に 37.5℃以上の熱が記録された場合は、必要

に応じて医療機関、保健所等の受診を促す。更に、発熱のほかに、咳、全身倦怠感、味覚・嗅覚障害などの症状がある場合は、自宅待機を促す。

- ・咳エチケット、マスクの着用、手洗い・手指の消毒を徹底して実施する。
- ・ユニフォーム等こまめに洗濯する。
- ・従事者から来場者に対する留意事項の説明や誘導の為に必要な発話、及び来場者の質問に直接対応する機会を極力減らすために、館内放送やボード等の活用に努める。
- ・従事者に感染が疑われる場合には保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。
- ・来場者の携帯電話、カメラを使用しての記念撮影は行わない。

### ③ 開催にあたって特に留意すべきこと

- ・フロアマーカー等の設置等の工夫を行い、来場者同士の距離を確保する。
- ・当面の間、資料室は使用しない。(場合によっては通路としての利用はする。)
- ・把握できる範囲で、来場者の氏名及び緊急連絡先を把握することに努める。また、来場者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを伝える。

### ④ 施設管理

(館内)

- ・清掃、消毒、換気を徹底的に行う。(特に他者と共用するもの、高頻度接触部位(トイレ、手摺、イス、柵等))
- ・座席案内時に列が生じる場合、間隔をあけた整列、立ち止まらないよう促す等、人が密集しないよう工夫を行う。
- ・資料室の利用があった場合は消毒を徹底する。
- ・清掃やごみの廃棄を行う者には、マスクや手袋の着用を徹底し、終えた後は必ず手洗い、うがいを行う。

(受付)

- ・受付はビニールカーテンによりお客様との間を遮蔽する。
- ・受付時に行列ができる場合は、2mを目安に間隔をあけた整列を促す等人が密集しないように工夫する。

(トイレ)

- ・不特定多数が接触する場所は、清掃・消毒を行う。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。(トイレに表示)
- ・2mの間隔をあけた整列を促す。

⑤ 広報・周知

- ・従事者及び来場者に対して以下について周知する。
- 健康状態等に関する来場自粛の徹底に努める。(発熱、咳、味覚・嗅覚障害などの症状がある場合は自粛を要請する。)
- ソーシャルディスタンスの確保の徹底に努める。
- 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒を徹底する。

令和2年6月4日

**新型コロナウイルス対策連絡協議会**

**【事務局】**

隠岐の島町商工会

TEL：08512-2-1157 FAX：08512-2-5984

(一社) 隠岐の島町観光協会

TEL：08512-2-0787 FAX：08512-2-3950